

多治見駅南地区第一種市街地再開発事業 ホテル事業用土地取得者の募集について

多治見駅地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）では、多治見駅南地区第一種市街地再開発事業における実施設計を推進中であり、平成34年度の施設建築物工事竣工および開業を目指しています。

施設建築物は住宅、商業・業務、駐車場等の複合建築物であり、再開発事業区域の一部については分割してホテル事業用地となる予定です。今般、ホテル事業用地の取得候補者の募集を、下記のとおり行います。

平成30年 9月 20日
多治見駅南地区市街地再開発組合
理事長 赤塚 勝彦

記

1. 再開発事業の概要

- (1) 事業名 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業
- 施行地区の位置 多治見市本町1丁目、田代町1・2丁目、音羽町2丁目の各一部
- 施行地区の面積 約2・0ha
- 地域・地区 商業地域 防火地域 高度利用地区
- (2) 施設建築物の概要（基本設計）
- 敷地面積 約16,100㎡
- 延床面積 約55,000㎡
- 規模等 商業棟：地上1～3階、商業業務棟：地上4～7階、
住宅棟：地上27階、駐車場棟：地上5階、駐輪場棟：地上3階
- 建物用途 住宅、商業施設、業務施設、駐車場、駐輪場、その他
- 開業予定 平成34年度（予定）

※HP上の当地区パンフレットを参照ください。

※延床面積および規模等については、今後、実施設計推進の過程において一部変更となる場合があります。

2. ホテル事業用土地の譲渡条件

(1) 特定建築者

- ・ホテル事業用土地の取得者は、都市再開発法第99条の2に規定する「特定建築者」となり、再開発事業区域内の施設建築物としてホテル建物を建設していただきます。

(2) 譲渡部分

- ・再開発事業区域内、北東側建築敷地の一部で、再開発組合の指定する部分。
- ・取得面積は最小545㎡程度（165坪程度）から最大710㎡程度（215坪程度）となります。
- ・土地面積、位置及び形状は、土地譲受人と再開発組合の協議に基づき、平成30年度権利変換計画において決定いたします。

(3) ホテル建物建設に係る承認事項

- ・再開発組合は再開発事業区域全体の建築物、工作物について、再開発組合が指定する設計者をして外観、デザインの調和を図っており、ホテル建物設計においても、施設建築物の位置として、同趣旨の協議を行っていただきます。
- ・ホテル事業地東側交番（新設移転予定）にはJR敷地への通り抜け通路があり、JR事業用車両および警察車両の通過があります。
- ・ホテル建物単独で建築確認申請を行う場合、別途、駐車場付置義務の協議が関係確認機関等と必要になります。他の施設建築物とホテル建物とは、2階相当のレベルで、デッキ（建築物、一部工作物）にて接続予定であることから、他の施設建築物と一体的に建築確認申請を提出することも可能となります。この場合は、付置義務駐車場の協議は不要となります。

(4) ホテル運営に係る承認事項

- ・施設建築物の商業床は、権利床、保留床部分を含めて、商業床共有者等で構成する組織（以下「商業床共有者組織等」という。）が一体的に商業運営を行う検討を行っており、ホテル事業者も、当再開発地区全体の活性化を目途に、販売促進等の協議に参加していただきます。
- ・共同で土地取得、若しくはホテル事業者と土地取得者が異なる場合は、応募段階での状況を、可能な限り提案していただきます。

3. ホテル事業用土地譲受に必要な資格

- (1) 土地の譲受代金の支払が可能である収入又は資産を有する者、又は土地の譲受代金の支払が可能となる床所有主体を確実に構成できる共同体であること。
- (2) 暴力団員不当な行為等に関する法律に規定する暴力団並びにその団体の構成員、及びその団体の構成団体の構成員でないこと。
- (3) 法人税及び市民税を滞納していないこと。
- (4) 破産者で復権を得ない者でないこと。

4. 募集要項の公開期間及び応募書類の提出場所

- (1) 公開日 平成30年 9月21日(金)
- (2) 公開場所 多治見駅南地区市街地再開発組合及び再開発組合 HP
- (3) 応募期間 平成30年 9月25日(火)～10月 5日(金)
- (4) 応募場所 多治見駅南地区市街地再開発組合
(多治見市本町1丁目24番地 駅前プラザ・テラ4階)
- (5) 応募方法 募集期間内に、再開発組合に事前連絡の上、持参ください
(土、日および祝日は除く)
※郵送による応募の場合は簡易書留として下さい。
- (6) 応募書類 土地譲受希望の表明にあたり以下の書類を提出ください。
ア) 譲受希望表明書 (様式. 1)
イ) 会社等の概要 (様式. 2)

5. 応募方法

応募書類に、取得希望土地の面積、価格、および事業提案等の必要事項を記入し、お申し込みいただきます。会社案内等補足資料の提案も可能です。

6. 譲受人の決定

応募書類より、再開発組合が平成30年10月を目途に、優先交渉権者を決定します。優先交渉権者と再開発組合は、平成30年度内に策定する権利変換計画に基づき、土地取得に係る協議検討を行い、譲受人を決定いたします。

また、今回の応募結果に関わらず再開発組合においては、改めて土地取得候補者の募集を行うことがあります。

7. 連絡先

多治見駅南地区市街地再開発組合事務局 担当 (今井、細尾)

〒507-0033

多治見市中央1丁目24番 駅前プラザ・テラ4階

Tel 0572-21-0070

Fax 0572-21-0090

E-mail : tajimi-minami@eos.ocn.ne.jp

※本件に係る質問、連絡等は組合メール宛に送付願います。電話にての個別対応はできません。

以上